

「新型コロナウイルス感染症にかかる融資制度のお知らせ」	
日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」	
【融資対象】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に業況が悪化し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方。 1、最近1ヶ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して5％以上減少 2、業歴が3ヶ月以上、1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して5％以上減少 ①最近1ヶ月を含む過去3ヶ月の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高
【資金使途】	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
【担保】	無担保
【融資限度額】	別枠8,000万円（※4,000万円を限度に利率0.9％引下げ）
【ご返済期間】 <据置期間>	設備資金：20年以内<うち5年以内>※据置期間は返済期間に含まれます。
	運転資金：15年以内<うち5年以内>※据置期間は返済期間に含まれます。
【利率】	0.46％（※4,000万円以下の場合）
	※特別利子補給制度により3年間は実質無利子、但し、3年経過後は基準金利の1.36％に戻ります。（返済期間によって利率が異なる場合があります。）
【その他】	①特別利子補給制度を利用の場合は詳細要件がありますのでご確認ください。 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、既存の借入にかかるご返済が重荷となっている事業者の負担を軽減するため、これまで低減利率（基準（災害）▲0.9）の対象外であった既存融資のお借換部分にも、当初3年
民間金融機関（十八銀行・親和銀行）による実質無利子融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」	
【融資対象】	次のいずれかに該当する長崎県内の法人または個人事業主 ①セーフティネット保証4号の認定を受けた事業主（売上高▲20％以上） ②セーフティネット保証5号の認定を受けた事業主（売上高▲5％以上） ③危機関連保証の認定を受けた事業者（売上高▲15％以上） ※セーフティネット保証（4号・5号）及び危機関連保証の認定につきましては各銀行窓口にご相談下さい。
【資金使途】	運転資金／設備資金
【融資限度額】	4,000万円
【利率】	1.3％（※詳細は各銀行窓口にご確認下さい）
【保証利率】	各銀行窓口にご相談下さい
【融資期間】<据置期間>	10年以内<うち5年以内>※据置期間は返済期間に含まれます
【担保】	不要
【保証人】	原則として法人は代表者のみ、個人は不要
【取扱期間】	令和2年5月1日～令和2年12月31日

令和2年9月発行

HIRADO

会議所だより



台風9号・10号について

台風9号・10号による被害に遭われた会員の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。復旧については損害保険会社等の対応が優先すると存じますが、当所では金融支援をはじめ、各種相談に応じておりますので、お気軽にご連絡ご来所いただきますようご案内申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

長崎県新しい生活様式対応支援補助金 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要な経費を支援します！

【補助対象者】	店舗等において消費者等と接する機会の多い県内中小・小規模事業者
【対象経費】	消毒液、非接触式体温計、マスク購入費、飛沫防止シート、パーティションの設置費他 ※事業対象期間：令和2年4月1日～令和2年10月30日
【補助上限・補助率】	1事業者あたり10万円・補助率10／10以内（1事業者1回限りの申請）
【申請受付期間】	令和2年6月15日（月）～令和2年10月30日（金）当日消印有効
【申請方法】	申請用紙に必要事項をご記入の上、取組に要した経費書類（領収書・レシート写し等）及び提出書類を同封し、郵送（簡易書留・レターパック）による申請となります。
【申請用紙の入手方法】 ※8月14日以前に申請し、交付決定を受けた事業者は準備しておかなくてOKです。	・長崎県庁ホームページよりダウンロード。 ・交付決定後、申請書類の準備しておかなくてOKです。 ・交付決定額が補助上限額（10万円）に満たない事業者の方は、補助上限額との差額の範囲内において追加申請が認められました。対象者には通知が送付されておりますので、申請に関して不明な点がございましたら当所までご連絡下さい。

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金

【補助対象者】	①県内で飲食店を経営し、対象室内の必要換気量（一人当たり毎時30m³）を満たさない中小規模事業者 ②新しい生活様式ガイドライン実施宣言を記入し、店舗等に掲載していること。 ③営業に関して必要な許認可を取得していること。 ④税金の滞納がないこと。または、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。
【補助対象経費】	①換気設備（窓、換気扇、換気ダクト等）の更新・増設・新設を導入する工事費・工事に伴う備品購入費 ※原則として対象室内の必要換気量（一人当たり毎時30m³）を満たすもの。 ②交付決定後に着手した対象経費で令和3年2月26日（金）までに支出が完了したものの。
【補助上限・補助率】	30万円（下限）～200万円（上限）・補助率9／10以内（1事業者1回限りの申請）
【申請受付期間】	令和2年8月25日（火）～令和2年10月30日（金）当日消印有効 ※予算額に達した場合は募集が終了することがあります。
【申請方法】	申請用紙に必要事項をご記入の上、提出書類を同封し、郵送（簡易書留・レターパック）による申請となります。 <u>※申請に関しては、事業計画書の作成及び県の審査があります。</u>
【申請用紙の入手方法】	・長崎県庁ホームページよりダウンロード。

青年部活動 **長崎県商工会議所青年部連合会まつうら大会へ参加**

去る9月3日、『長崎県商工会議所青年部連合会まつうら大会』へ井芹会長ほか11名でオンライン参加しました。今回は新型コロナウイルスの影響により、各会場WEB配信での県連大会となり、記念講演では（一社）長崎県eスポーツ協会事務局長さんから『先進的職業eスポーツを学ぶ』というテーマで講演が行われました。

懇親会においてもオンライン開催となりましたが、各青年部がWEB上でつながり交流ができ、有意義な大会となりました。



女性会活動 **例会報告及び今後の活動について**

【6月例会（平戸観光ガイド研修）を開催！】

当市は観光地でもあることから、平戸の観光スポット・歴史についてNPO法人平戸観光ウェルカムガイドをお招きし、探訪・学習しました。

【7月例会（事業承継等研修）を開催！】

事業所で起こりえる事業承継問題。大切なのになぜか後回しされがちな難しい問題とその解決方法を松永会員に分かりやすく楽しく学びました。

【8月例会（暑気払い交流会）を開催！】

去る8月30日（日）、会員相互の連携を深めるため、8月例会として、ホテル彩陽WAKIGAWAにおきまして懇親会を開催しました。

毎年楽しみにしている会員も多く、本年度は17名の参加者で会員相互の親睦を深め賑わいました。

【今後の予定】

9月例会 会員の生業を知ろう！ 牛蒡餅本舗 熊屋 工場見学

10月13日（火）14:30～ 長商女性連リモート長崎大会 平戸海上ホテル

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により金融制度をご利用になられた事業所において、金利引き下げ等の優遇措置を行っておりますが、（独法）中小企業基盤整備機構が実施する利子補給制度の受付が開始されました。利子補給対象となる融資制度をご利用の皆様へ上記「ご案内」文書が郵送にて送付されております。内容の確認を行い、必要事項を記入の上、返信（郵送）いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点等ございましたら当所までお問合せ下さい。

新入会員紹介 **新たにご加入いただきました事業所をご紹介します。(受付順)**

事業所名	代表者名	所在地	業種	部会
インテリア勝己	海貝勝己	明の川内町 394-23	内装業	建設工業
KOKOPELLI hair design	平橋加奈子	木引田町 425	美容業	観光サービス
正容丸	川渕正雄	岩の上町 1297-5	漁業	食料品
株式会社EIC	川淵巖	魚の棚町 332-1	飲食業	観光サービス
白龍丸	新吉屋豊治	野子町 1319-5	漁業	食料品
木下金属商店	木下孝	大久保町 2446-1	金属処分	建設工業
ヒラドツリーサービス	吉田佑介	根獅子町 1320	伐採業	建設工業
有限会社ひらど	池野晋一	鏡川町 317-4	酒類小売業	食料品
首藤税理士事務所	首藤毅彦	鏡川町 831-1-2-A	税理士事務所	理財
株式会社年徳建設	年徳敏広	田代町 429-第2	建設業	建設工業
パソコンサポート&FP MORI	森幸夫	戸石川町 365-5	パソコンサポート	観光サービス

事業承継診断のお知らせ **経営者・事業主の皆様、事業承継の準備はお済みですか**

当所では、中小企業の円滑な事業承継を促進するため、県内外の行政機関と中小企業支援機関等と連携して事業承継診断や個別相談会を開催し、親族内承継、親族外承継（社員、第三者）等、後継者へのスムーズな事業承継を行うため、事業承継税制等支援策の説明や事業計画書作りを行っております。今年度は、10月に事業承継の講習会を開催する予定となっており、各会員事業所が抱えている課題や問題点を解決に向け支援してまいりますので、この機会を是非ご活用下さい。

GoToトラベル事業について

本事業は、旅行・宿泊代金の割引と、旅行先の地域の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等であって、あらかじめ登録いただいたもので、利用できる地域共通クーポンの発行により、観光需要を強力に喚起し、地域経済を支援するものです。現在、先行的に旅行・宿泊代金の割引を実施しておりますが、10月1日以降に開始する旅行を対象に地域共通クーポンを配布し、9月8日より地域共通クーポン取扱店舗の登録・募集を開始することとなりました。

【GoToトラベルとは】

宿泊・日帰り国内旅行の代金総額の1／2相当額（1人1泊あたり2万円が上限）を国が支援する事業です。支援額内、70％は旅行代金の割引、30％は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。（例えば、2万円の旅行商品であれば7千円の旅行代金の割引、3千円の地域共通クーポンを受けられます。）

【地域共通クーポンとは】

旅行先の都道府県とその隣接都道府県（長崎県の場合は福岡県・佐賀県・熊本県）において、旅行期間中に限って、GoToトラベル事務局の登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で利用できるクーポンです。1枚1,000円単位で発行する商品券となっており、クーポン券は、旅行者が旅行・宿泊商品を購入した旅行業者や宿泊事業者より配布します。

【お問合せ先】

GoToトラベル事務局コールセンター TEL：0570-017-345／03-6747-3986

飛鷹ひまわり基金法律相談事務所より

令和2年7月1日より、平戸市田平町に飛鷹ひまわり基金法律事務所が開設いたしました。「ひまわり基金法律事務所」は日本弁護士連合会が支援している公設事務所で、長崎県内に平戸も含め4ヶ所あります。長崎県は多くの島を抱えているだけでなく、地形的形状も独特ですので、地域間の移動には時間がかかることも多く、必然的に、弁護士へのアクセスが容易でない地域も出てきます。このようにして生じる司法アクセスの地域間格差を是正することが、ひまわり基金法律事務所の役割といえます。飛鷹ひまわり基金法律事務所は、地域の皆様のために設置された法律事務所です。主な業務としては、債権回収、不当請求への対応、クレーマー対応、労働相談、契約書チェックなど、事業者の皆様の身近に起こる様々な問題に対応いたします。

住所：平戸市田平町山内免378-2 TEL：0950-22-7910 代表 弁護士 小林 洋介

最低賃金が改定されました **令和2年10月3日より最低賃金が改定されます！（3円UP）**

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

長崎県最低賃金 時間額 793円

令和2年10月3日発効

お問い合わせ先 長崎労働局賃金室 ☎095-801-0033